

平成26年度第1回陸前高田市都市計画審議会

一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田南地区）の都市計画案に関する意見について

意見書要旨	市の見解
<p>【意見書1】</p> <p>次の理由から、高田城跡、旧高田町役場の土地を含む本都市計画案を承服できない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高田城遺跡の歴史的文化遺産としての重要性を理解・認識すれば、同遺跡の一部を公益的施設とする理由が理解できない。 2 旧高田町役場跡地は、市が過去に競売物件として公募されたが買い手がつかなかったところを、意見者が購入した物件である。 3 旧高田町役場建物を昭和ロマン風に改修、改装し、陸前高田のアピールに貢献してきた。 4 来訪者を宿泊させるべく簡易宿泊施設を設置し、交流人口増加、復興支援受入れに貢献してきた。 	<p>本意見は本都市計画案の区域に関する意見です。</p> <p>本都市計画の区域は、中心市街地をにぎわいのあるまちとしていくため、商店街等をまちの中心部にコンパクトに形成するという方針のもと、商業の需要等を踏まえて検討したものとなっています。</p> <p>なお、当該土地は平成25年2月7日に地区区画整理事業区域として都市計画決定した区域内にあり、かさ上げ等の整備を行うこととしております。</p>
<p>【意見書2】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 震災復興施設は、通り掛かりに防災意識を啓蒙できるような位置、構造にあることを期待する。旧来の資料館、記念館という形だけではなく、市民も含めて幅広い年代の方が訪れるような仕組みが必要である。 2 文化施設については、NPOの事務所や飲食店（喫茶）がテナントに入居できるよう解放したほうがよい。 	<p>本意見は震災復興施設、文化施設のあり方に関する意見であり、本都市計画案に対する意見ではないと考えます。</p> <p>なお、震災復興施設、文化施設等については、今後整備に向け、各方面の意見を踏まえながら検討していく予定です。</p>
<ol style="list-style-type: none"> 3 市民の中には、この計画の進捗を知らない方が非常に多い。民間・各種支援団体の協力も得ながら民意を集めることに注力すべき。 	<p>本意見は都市計画の周知方法に関する意見であり、本都市計画案に対する意見ではないと考えます。</p> <p>なお、御意見を参考にしながら、今後とも周知に努めてまいります。</p>
<p>【意見書3】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民の生活の全てが新しい街でまかなえるようにしたい。 2 全市民が週に1度は立ち寄るような場所にしたい。そのために以下のような場所をつくる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子供を預け、母親が一息つけるよう図書館、資料館、それに併せた喫茶スペース ・ 中学生が使える体育館 	<p>本意見は中心市街地の考え方や具体的な機能に関する意見であり、本都市計画案に対する意見ではないと考えます。</p> <p>中心市街地のあり方については、有識者や商工会等と意見交換を重ねながら検討を進めており、今後も各方面の意見を踏まえつつ調整していく予定です。</p> <p>なお、体育館については、高田北地区（東区）</p>

<ul style="list-style-type: none"> 市職員等が会議をし、夜はそのまま街に出ていけるような場所 <p>3 買い物だけでなく、「生活の拠点」としての機能を有する街であってほしい。</p>	<p>の総合交流センター（仮称）として整備することとしています。</p>
<p>【意見書4】</p> <p>1 市街地の安全確保方策について、複数の施策のうちで嵩上げが最も適切であることを、審議会において議論、確認してほしい。</p> <p>2 市では、防潮堤が破堤しない条件で行った県のシミュレーションを基に嵩上げ高さを設定しているが、嵩上げ限度額とされる「想定される最悪の条件」（海岸堤防は越流した時点で破堤等）を考慮しないことを是とした理由を整理し、文書化すべき。</p>	<p>本意見は市街地の安全確保方策に関する意見であり、本都市計画案に対する意見には該当しないと考えます。</p> <p>なお、市では市街地に公共・公益施設、商業ゾーン、住宅地を配置、再開発することとしており、そのためには広く一体的な土地を確保する必要があることから、かさ上げを行うこととしています。</p> <p>また、市では、想定を超えた津波がきた場合でも人的被害がゼロとなるように、防潮堤、かさ上げ、避難道路の整備等による「多重防災型」のまちづくりを進めることとしており、県の復興まちづくりのための津波浸水シミュレーションを前提として、かさ上げの高さを決定しております。</p>
<p>3 公園及び緑地について、どこにどのようなものがいいのか、本都市計画の区域及びその周辺の住民と密に話し合うことが大切。</p>	<p>本意見は都市計画の検討方法に関する意見であり、本都市計画案に対する意見には該当しないと考えます。</p> <p>なお、公園及び緑地については、有識者や商工会等と意見交換を重ねながら検討したものとっております。</p>
<p>4 本丸公園南東側の公園を事業区域から外し、一般住宅用地とすべき。ここを公園として利用する人が想定できない。</p> <p>5 洞の沢地区の市利用地を事業区域から外し、一般住宅用地にすべき。駐車場より一般住宅地整備が優先。駐車場は大型店舗、公共施設の駐車場でまかなえる。</p>	<p>本意見は本都市計画案の公益的施設及び公共施設の位置に関する意見です。</p> <p>公園及び緑地の位置については、有識者や商工会等と意見交換を重ねながら検討したものとっております。</p> <p>その土地利用については、都市計画案等を基本としながら、今後の地権者意向調査等の結果も踏まえ、調整していく予定です。</p>
<p>6 震災復興施設の内容について示すとともに、中身について市民と意見交換を行うべき。</p> <p>7 本事業は避難所、集会所等の施設も整備可能な事業のようだが、市民とともに整備が必要な施設等の検討、必要な場合の内容の検討等を進めるべき。</p>	<p>本意見は震災復興施設やその他の公共施設のあり方に関する意見であり、本都市計画案に対する意見には該当しないと考えます。</p> <p>なお、震災復興施設やその他の公共施設については、今後整備に向け、様々な角度から検討していく予定です。</p>

<p>8 本区域を津波避難指示・避難勧告区域とするか否かを、ここで事業を計画している方々には示しておくべき。</p>	<p>本意見は津波避難に関する意見であり、今回の都市計画案に対する意見には該当しないと考えます。</p> <p>なお、津波避難については、今後の防災計画の見直し等の中で検討される予定です。</p>
<p>9 本都市計画案の縦覧について、広報等にて周知されていない（説明会は広報で周知済み）。広報等で周知したうえで再縦覧すべき。</p>	<p>本意見は都市計画決定手続きの周知方法に関する意見であり、本都市計画案に対する意見には該当しないと考えます。</p> <p>なお、御意見を参考にしながら、今後とも周知に努めてまいります。</p>
<p>【意見書5】</p>	
<p>1 歩道空間の演出のため、メインとなる通りの歩道幅を震災前の駅通りのせめて2倍にし、落葉樹を植樹いただきたい。</p>	<p>本意見は本都市計画案の道路幅員等に関する意見です。</p> <p>道路幅員については、中心市街地の活性化や交通需要等をもとに、有識者等の意見も踏まえて設定したものです。</p> <p>歩道幅については、計画案を基本にしつつ、歩道空間の利活用や景観と併せ、今後検討してまいります。</p>
<p>2 大型店の代わりに、その場所に市民文化会館を建設してはどうか。大型店を配置しても、人手不足や、客の流れの分散のおそれがあるのではないか。</p>	<p>本意見は中心市街地のゾーニングに関する意見であり、本都市計画案に対する意見には該当しないと考えます。</p> <p>なお、中心市街地のゾーニングについては、有識者や商工会等と意見交換を重ねながら検討を進めてきたものとなっております。</p>
<p>3 本丸公園とその眼下の町並みとを一体化させた整備により、歴史を生かしたまちづくりとすべき。</p>	<p>本意見はまちづくりの視点に関する意見であり、本都市計画案に対する意見には該当しないと考えます。</p> <p>なお、市街地の整備と併せて、公園の利活用についても、今後検討していくこととしております。</p>